

意見書案第 9 号

雇用の安定を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月30日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

近藤 里美

田中 丈太郎

倉元 達朗

田中 しんすけ

中山 郁美

落石 俊則

雇用の安定を求める意見書

働くことは生活の糧を得るためだけでなく、生きがいや、自己実現を図るための重要な手段でもあります。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務です。しかし、政府は労働法制を改悪し、雇用の不安定化を招こうとしています。

政府は、昨年二度にわたって廃案になった労働者派遣法改正法案を今国会で強引に成立させようとしています。同改正法案は、「臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替をしてはならない」という派遣労働の大原則を取り払い、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受入期間の制限を事実上撤廃するものであり、不安定雇用で低賃金の派遣労働者を増加させることが危惧されます。

また、政府は労働基準法改正法案、いわゆる「残業代ゼロ法案」によって、労働時間の基本ルールを適用外とし、過重な長時間労働を合法的に課す「高度プロフェッショナル制度」の導入や、事実上の残業代ゼロで、長時間労働の原因となっている裁量労働制の拡大を目指しています。これは、昨年国会において全会一致で可決し、成立した過労死等防止対策推進法を反故にするだけでなく、過労死を助長することになると言っても過言ではありません。今目指すべきは残業代をゼロにすることではなく、本人や家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることです。さらに、政府が導入を検討中の「解雇の金銭解決制度」は、労働者が不当に解雇され、裁判でその解雇が無効と判断されたとしても、金銭による解決を可能とするものであり、労働者の職場復帰を妨げ、不当解雇を助長する懸念があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、雇用の安定のため、次の事項を講ぜられるよう強く要請します。

- 1 生涯派遣労働者として働かざるを得ない若者の増加を招く労働者派遣法の改正、過重な長時間労働と過労死を招く「残業代ゼロ」の推進、不当解雇につながる「解雇の金銭解決制度」の導入など、労働法制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
- 2 正社員と派遣労働者との待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金を推進すること。
- 3 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
- 4 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）宛て

議 長 名